

## 知っていますか?クーリング・オフ

クーリング・オフは、契約した後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフできる取り引きは主

に下表のものです。

ただし、取引内容によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。

### クーリング・オフできる取り引きとその内容

取引内容		期 間
訪問販売	自宅など店舗以外の場所での契約(キャッチセールス、催眠商法、アポイントメントセールスでは店舗契約を含む)	原則8日間
訪問購入(訪問買取)	業者が消費者の自宅などを訪ねて物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	電話による勧誘がきっかけで結んだ契約	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスを一定期間継続する5万円を超える契約 ※エステは1カ月を超える、その他は2カ月を超えるもの	原則20日間
連鎖販売取引	マルチ商法(ネットワークビジネスともいう)	
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法など	

※期間は法定書面を受け取った日から起算します。

### クーリング・オフ通知の書き方と注意点

- ▶クーリング・オフは必ず、はがきなど書面で通知しましょう。
- ▶簡易書留、特定記録郵便など記録が残る方法で送付しましょう。
- ▶クレジット契約も結んでいる場合は、信販会社にもクーリング・オフの書面を出しておきましょう。
- ▶書面を作成したら、両面ともコピーを取って契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管しておきましょう。

#### はがきで通知する際の記載例

表面	裏面
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: right;">□□□□□□□□</div> <div style="text-align: center;"> <p>〇〇県〇〇市 〇〇番〇〇号</p> <p>株式会社〇〇 代表者 〇〇様</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>契約解除通知書</b></p> <p>契約年月日 平成〇年〇月〇日 書面受領日 平成〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇 契約金額 金〇〇〇〇円 販売者名 株式会社〇〇〇</p> <p>上記日付の契約を解除しますので、支払済の〇〇〇〇円を直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日 〇市〇町〇番地 氏名〇〇〇〇</p> </div>

### 市長からのメッセージ

近年、消費者を取り巻く環境は、情報化や国際化の進展、少子高齢化などにより大きく変化しており、従来からの悪質商法や多重債務問題のほか、最近ではインターネットの利用やSMSによる架空請求・不当請求の事例が多く、高齢者に限らず若年層においても相談が多くなっております。

このように手口が多様化する消費者トラブルに対応するため、本市においては、平成19年1月に消費生活センターを開設後、専門の相談員

を増員して相談、助言などを行うとともに、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、出前講座の開催等による啓発に努めています。

今後とも、消費者トラブル未然防止のため、市民が信頼できる身近な相談窓口としての機能を充実・強化するとともに、警察署等関係機関と連携した啓発活動を活発に行うなど、市民が安全で安心な消費生活を送れるよう、消費者行政の推進に取り組んでまいります。

津市長 前葉 泰幸